

# 国民年金たより 令和8年度保存版

問合先 日本年金機構津年金事務所 ☎059-228-9112  
市民課医療年金グループ ☎84-5005



日本年金機構  
ホームページ

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度で、老後の生活を支えるだけでなく、重い障がいや死亡といった、万一のときにも生活の安定が損なわれないよう、みんなで保険料を納め合い、支え合う仕組みです。今回は、国民年金の制度についてご紹介します。

各種お問い合わせやお手続きの際は、基礎年金番号が分かるものとマイナンバーカード等の本人確認できるものをご用意ください。

## 令和8年度の国民年金保険料

令和8年4月～令和9年3月の国民年金保険料は、**月額17,920円**です。保険料は、日本年金機構から送付された納付書を使い、金融機関などで納めてください。コンビニでも夜間、土・日曜日、祝日に納付できます。また、口座振替やクレジットカード納付、電子納付(ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済など)を利用すると、金融機関などへ行く手間や時間を省くことができます。さらに、「早割(当月末納付)」や「前納」を利用すると、保険料が割引されます。ぜひこの機会に、便利でお得な納付方法をご活用ください。

## 令和8年度振替方法ごとの納付額

振替方法	納付書払い クレジットカード納付	口座振替
毎月納付	17,920円	17,920円
当月末振替	—	17,860円 (60円の割引)
6カ月前納	106,650円 (870円の割引)	106,300円 (1,220円の割引)
1年前納	211,200円 (3,820円の割引)	210,530円 (4,510円の割引)
2年前納*	418,510円 (16,010円の割引)	417,150円 (17,370円の割引)

※令和9年度の保険料は月額18,290円で算出

## 保険料の免除・納付猶予制度をご利用ください

収入の減少や失業などにより国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合は、所得基準を満たせば、保険料の納付の免除または納付猶予を受けることができます(本人や世帯主、配偶者の所得審査があります)。また、産前産後期間については、届出を行うことで所得に関係なく保険料が免除されます。保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、万一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。「保険料の免除・納付猶予制度」は、申請日から原則として2年1カ月前までさかのぼって申請できますので、早めに手続きしてください。

### 免除・納付猶予・学生納付特例と未納の違い

	老齢基礎年金		障害 基礎年金	遺族 基礎年金
	受給資格期 間への参入	年金額への 反映	受給資格期間 への参入	
全額免除				
一部免除	○	○	○	○
産前産後免除				
納付猶予	○	×	○	○
学生納付特例				
未納	×	×	×	×

※全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、産前産後免除では、年金への反映額が異なります。

### 免除等の所得基準(令和3年度以降)

区分	所得の基準 (前年所得が下記の計算式で計算した金額の 範囲内であれば所得の基準を満たします)
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円 障がい者、寡婦、ひとり親の場合は、上記金額または135万円
一部免除	3/4免除 88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除 128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除 168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
産前産後期間免除	所得制限なし
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
学生納付特例	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

## 保険料の追納

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。しかし、追納が承認された月の前10年以内であれば、原則として古い期間から順に追納することで、年金額を満額に近づけることができます。また、返納した保険料は社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されるため、追納をお勧めします。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は、追納できません。また、3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。詳しくは、日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。

## 産前産後期間の保険料の免除

国民年金第1号被保険者が出産した場合、産前産後の一定期間について国民年金保険料が免除されます。産前産後として認められた期間は、保険料を納付したものととして扱われ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

また、すでに保険料を前納している場合は、産前産後期間の保険料が還付されます。

**届出期間** 出産予定日の6カ月前から

※出産後でも届出はできます。

**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産を指し、死産、流産、早産などの場合も含まれます。

### ■令和8年10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります。

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者が子を養育する場合、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除される制度が、本年10月から新たに始まります。

子を育てている人(実父母・養父母)は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。

また、免除された期間は、保険料を納付したものととして扱われ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



育児免除制度

## 高齢任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額を満額に近づけたいときは、60歳以降も国民年金制度に任意加入することができます。ただし、加入は申請した月からとなり、さかのぼって加入することはできません(60歳の誕生日の前日から任意加入の手続きが可能です)。納付方法は、原則として口座振替になります。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は任意加入できません。詳しくは、日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。

## 在職老齢年金制度が改正されました

在職老齢年金とは、働きながら年金を受給する高齢者について、一定額以上の報酬のある人は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、年金の支給額を調整する仕組みです。

令和8年4月から、年金が減額される基準額(賃金と老齢厚生年金の合計)が月51万円から65万円へ引き上げられました。

支給停止額の計算方法など詳しくは、日本年金機構津年金事務所へお問い合わせください。



在職老齢年金制度

## 国民年金の申請・照会・相談

インターネットで

### マイナポータルによる電子申請

マイナポータルから次の申請が可能です。24時間365日スマートフォンからも申請でき、処理状況や申請結果も確認できます。

※電子申請には、事前にマイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要です。

#### 【対象手続】

- ①国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出
- ②国民年金付加保険料の申出(辞退)
- ③国民年金付加保険料の該当(非該当)の届出
- ④国民年金保険料の産前産後免除該当の届出
- ⑤国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ⑥国民年金保険料学生納付特例申請
- ⑦口座振替納付(変更)申出 兼 還付金振込方法(変更)申出
- ⑧口座振替辞退申出



電子申請

### ねんきんネット

自身の年金に関する次の情報をいつでも確認できるサービスです。

- ①将来の年金見込額の試算
- ②「ねんきん定期便」や各種通知書の確認
- ③納付書によらない納付
- ④持ち主不明の年金記録の検索



ねんきんネット

さらに、マイナポータルと連携することで、次の手続きも可能になり、より便利に利用できます。

- ⑤国民年金保険料口座振替の申出
- ⑥扶養親族等申告書の電子申請
- ⑦確定申告・年末調整に必要な書類の電子送付

### インターネットによる年金相談の予約

老齢年金のや障害年金、遺族年金、未支給年金の請求に関する手続きの事前予約がインターネットでできます。



インターネット予約

電話で

### 国民年金加入者ダイヤル

基礎年金番号に基づき、加入記録や納付記録、免除申請の有無などを電話で確認することができます。

☎0570-003-004(ナビダイヤル)

### ねんきんダイヤル

各種通知書の内容確認や再交付申請に関する相談・手続きなど、年金相談に関する一般的な問い合わせができます。

☎0570-05-1165(ナビダイヤル)